

## 介護老人保健施設入所 利用約款

### 【重要事項説明書】

#### (約款の目的)

##### 第1条

介護老人保健施設グリーンガーデン青樹（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者（以下、単に「利用者」という）に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供します。

一方、利用者および利用者の身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

#### (適用期間)

##### 第2条

本約款は利用者が「利用同意書」を当施設に提出したときから効力を有します。ただし、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人に同意を得ることとします。

1. 利用者は第4条または第5条による解除、本約款、別紙1、別紙2、別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします
2. 本約款等の改定が行われた場合には同意書を改めて提出していただくこととなります

#### (身元引受人)

##### 第3条

利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

1. 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者。以下同じ）であること
2. 弁済をする資力を有すること。身元引受人は利用者が本約款上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額150万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責任を負います
3. 身元引受人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負います

- ・利用者が医療機関に入院する場合、手続等が円滑に進行するよう協力していただきます
  - ・入所利用が解除もしくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。ただし遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます
4. 身元引受人が各号の要件を満たさない場合、または当施設および当施設の職員もしくは他の入所者等に対して、窃盗・暴行・暴言・誹謗中傷その他の背信行為または反社会的行為を行った場合に、当施設は利用者および身元引受人に対し、相当期間内に新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます
  5. 身元引受人の請求があったとき、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息、賠償すべき損害の有無ならびにこれらの残額、支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します

#### (利用者からの解除)

##### 第4条

利用者は当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。身元引受人も同様に入所利用を解除することができます。ただし、利用者の利益に反する場合にはこの限りではありません。

#### (当施設からの解除および入院または入所による終了)

##### 第5条

当施設は利用者および身元引受人に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において入所要件を満たさなくなった場合（要支援や自立）
- (2) 当施設において定期的に実施される入所継続検討委員会において、退所し居宅において生活できると判断された場合
- (3) 利用者の病状・心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保険施設サービス提供の範疇を超えると判断された場合
- (4) 利用者および身元保証人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その

支払を督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合

- (5) 利用者および身元保証人が当施設や当施設職員または他の利用者に対して、利用継続が困難となる程の背信行為や反社会的な行為を行った場合
- (6) 第3条第3項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。ただし、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます
- (7) 天災や災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により施設の利用をさせることが困難な場合
- (8) 病院に入院または他の施設に入所した場合、本約款に基づく利用は終了とします

#### (利用料金)

##### 第6条

利用者および身元引受人は連帯して、当施設に対し本約款に基づく介護保険施設サービスの対価として、別紙2および料金表の利用単位をもとに計算された月ごとの合計金額、利用者が個別に利用したサービスの提供額の合計金額を支払う義務があります。

1. 利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります
2. 利用者または身元引受人、もしくは利用者または身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を毎月5日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者および身元引受人は連帯して当施設に対し、当該額をその月の10日までに支払うものとします
3. 当施設は支払いを受けた場合、利用者または身元引受人もしくは利用者または身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します

#### (記録の整備)

##### 第7条

当施設は利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については5年間）

1. 当施設は利用者が前項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、原則として必要書類を提出

していただきそれに係る実費を徴収のうえ、これに応じます

2. 当施設は身元引受人が第1項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、必要とする事情を確認し当施設が必要と認めた場合、必要書類の提出とこれらに係る実費を徴収の上、これに応じます。ただし、利用者が身元引受人に対する閲覧・謄写に反対する意思を示した場合や利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合等は、閲覧・謄写に応じないことができます
3. 前項は身元引受人に対して、連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません
4. 当施設は利用者および身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧・謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要書類の提出とこれらに係る実費を徴収の上、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧・謄写に応じないことができます

(身体の拘束等)

#### 第8条

当施設は原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合に、管理者または施設長が判断し、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

#### 第9条

当施設は利用者の人権を擁護する観点から、虐待またはその疑いや再発を防止するため以下に掲げる事項を実施しています。また成年後見制度の利用を支援します。

- (1) 虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を月に1回以上、身体拘束廃止委員会と併せて開催。その結果について職員に周知。研修を定期的実施する
- (2) サービス提供中、当施設の従業者または養護者（家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに自治体等のしかるべき機関に通報します

上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## (秘密の保持および個人情報の保護)

### 第10条

当施設とその職員は当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者および身元引受人またはその親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

1. サービス提供困難時の事業所間の連絡や紹介等
2. 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター（介護予防支援事業所）等との連携
3. 利用者が偽りやその他の不正な行為によって保険給付を受けている場合等の自治体への通知・通報
4. 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡・情報提供等
5. 生命・心身保護のために必要な場合  
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

前項に掲げるすべての事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

## (緊急時の対応)

### 第11条

当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関または協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

1. 当施設は利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します
2. 入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者の身元引受人または利用者もしくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します

## (事故発生時の対応)

### 第12条

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を講じます。

1. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関または他の専門的機関での診療を依頼します
2. 当施設は利用者の身元引受人または利用者もしくは身元引受人が指定する者および保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します

(要望または苦情等の申出)

#### 第 13 条

利用者および身元引受人または利用者の親族は、当施設の提供する介護保険サービスに対しての要望または苦情等について担当支援相談員に申し出ることができます。または備え付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

#### 第 14 条

介護保険サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対してその損害を賠償するものとします。

また、利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者および身元引受人は連帯し、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

#### 第 15 条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。